



高齢や病気などで判断能力に不安が...

そんな人を守るため

「成年後見制度」があります

成年後見制度とは？

「認知症が進んだ親の判断能力が心配」、「同居していた家族が亡くなり、知的障がいのある人が1人になってしまった」、「心の病が長引いて日常生活が不安」など、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人(以下「本人」といいます。)の権利や財産を保護し、支援するのが成年後見制度です。この成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

① 任意後見制度

判断能力が十分あるうちに、衰えた時に備えて、財産管理や入院、入所の契約など「誰にどんな支援を頼みたいのか」をあらかじめ決めておく制度です。

公証役場に出向き、支援の内容について書面(公正証書)を作成し、任意後見契約を締結します。その後、本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所で選任された任意後見監督人のもと、任意後見人が適切な支援を行います。

② 法定後見制度

すでに判断能力が低下している人が活用できる制度です。

なお、法定後見制度では、本人の判断能力の程度に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型が規定されています。

● 法定後見制度利用の流れ

① 申立て

本人の住所地を管轄する家庭裁判所(須崎市は高知家庭裁判所須崎支部)に申立てします。

○ 申立てができる人

本人や配偶者、四親等内の親族などです。なお、四親等内の親族がない場合や、親族がいても申立てが期待できない場合などは、市町村長が申立てを行うことができます。

○ 費用

・申立て費用(印紙代、切手代、診断書料など)1万円程度。このほか戸籍謄本、登記事項証明書などを入手するための費用も必要です。

・鑑定料(医師の鑑定が必要な場合のみ)5~10万円程度。

② 後見人などの決定

家庭裁判所で審判し、後見人

保佐人、補助人(以下「後見人など」といいます。)を決定します。

後見人などには、親族以外にも弁護士や司法書士などの専門職が選ばれる場合があります。

③ 後見の開始

決定した後見人などが財産管理や福祉介護サービスの契約などの支援を開始します。ただし、日用品の買い物や医療行為への同意などはできません。また、後見人などに対する報酬は、本人の資産内容に応じて家庭裁判所が定めます。

このように、成年後見制度を利用することで、判断能力が不十分になったとしても、法的に権利や財産を守ることができます。詳しくは、お気軽にご相談ください。

問い合わせ先

長寿介護課 長寿支援係

☎42・1205

福祉事務所 障害福祉係

☎42・1207

須崎市地域包括支援センター

(須崎市社会福祉協議会内)

☎42・1206